

【質問項目】避難用のバス車両、運転手の確保について

- ① 放射能拡散シミュレーションをもとに、避難人数を最大 17 万人と県では想定しているが、17 万人分の移動手段を確保すればよいとの考えか。
- ② バス車両は何台必要と試算し、現在確保の見込みがあるのは何台か（県に登録のバスは 1700 台程度）。また、乗務員は何人必要と試算し、現在確保の見込みがあるのは何人か。
- ③ 全 14 自治体の避難計画が策定はされていないが、避難計画を策定したと表明している自治体の必要台数を合計すると何台になるか。
- ④ 原子力災害時の緊急輸送業務について、一般社団法人茨城県バス協会と協定を締結したとのことだが、具体的にどのような内容か。
- ⑤ バス協会との協定において、「避難住民等の緊急輸送業務は、放射線量 1 ミリシーベルトを下回る場合に、放射線防護措置等の安全対策の上、実施する。」とあるが、これは乗務員の被ばく放射線量が緊急輸送業務中に合計 1 ミリシーベルトを下回るという意味か。それは外部被曝と内部被ばくを合わせた放射線量か。外部被曝と内部被ばくが 1 ミリシーベルトを下回るかどうか、どのように推定や実測を行うのか。
- ⑥ 1 ミリシーベルトを超えることが見込まれる場合、どのような対応になるのか。
- ⑦ 乗務員が 1 ミリシーベルトを超えて被ばくした際の補償はどのように行われるのか。
- ⑧ 避難用のバスの乗務員だけでなく、バス会社の社員も車の手配のために留まる必要があり、その結果 1 ミリシーベルトを超えて被曝した場合、補償はどのように行われるのか。
- ⑨ 逃げろという状況で危ない所へ行ってくれと言えるのか。

【回答】

- ①、②、③

原子力災害時に、バスが何台必要となるのか、それに対し何台確保できるのか等については、引き続き、県バス協会とも調整を進めていくとともに、「茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会」において、放射性物質の拡散シミュレーションで示された事態（避難対象人口 最大約 17 万人）を想定し、住民が安全かつ円滑に避難できるかどうかという視点で、専門的見地から検証いただく予定です。

また、バスの登録に当たっては、運転手の方も含めて確保いただけた台数をご登録いただくものと認識しております。

- ④

協定の内容は下記のとおりです。

- (1) 原子力災害時、県は、県バス協会及び協会員に対して避難住民等の緊急輸送業務への協力を要請し、協会員は可能な限り実施に努める。

- (2) 避難住民等の緊急輸送業務は、放射線量1ミリシーベルトを下回る場合に、放射線防護措置等の安全対策の上、実施する。
- (3) 避難住民等の緊急輸送業務、その他県が必要とするバスによる輸送業務等
- (4) 輸送業務従事者の負傷等や、業務に使用した車両の汚染、損傷について、原子力損害の賠償に関する法律等により補償される場合を除き、県が補償。
- (5) 県は、輸送業務に必要な放射線防護資機材を確保・提供するほか、放射線防護に関する知識習得のための研修機会を提供。

⑤

1ミリシーベルトの取扱いについては、放射性物質の放出後の空間放射線量率を踏まえ、運転手の方々の業務時間や業務に従事する場所等に応じて被ばく線量の予測を行った上で、従事する業務に対する被ばく予測値が1ミリシーベルトを下回る場合に、緊急輸送業務への協力を要請することとしております。

⑥、⑨

放射線被ばく線量の予測結果が1ミリシーベルトを上回る場合などにおいては、他の立地地域と同様に自衛隊などの実動組織に協力をお願いすることを検討しております。

⑦、⑧

原子力災害を原因とする負傷等や、業務に使用した車両の汚染、損傷については、原則的には、原子力損害の賠償に関する法律等に基づき、事故原因事業者により補償が行われます。

事故原因事業者による補償や、バス事業者が加入する保険による補償が受けられない場合、被害の様態に応じ、県が補償を行います。